

定 款

社会福祉法人ゆうわ会

社会福祉法人ゆうわ会定款

第1章 総 則

(目 的)

第1条 この社会福祉法人（以下「法人」という。）は、多様な福祉サービスがその利用者の意向を尊重して総合的に提供されるよう創意工夫することにより、利用者が、個人の尊厳を保持しつつ、心身ともに健やかに育成されるよう、又はその有する能力に応じ自立した日常生活を地域社会において営むことができるよう支援することを目的として、次の社会福祉事業を行う。

(1) 第一種社会福祉事業

(イ) 指定障害者支援施設 サンビレッジの経営

・施設入所支援事業

(ロ) 指定障害者支援施設 ながさきワークビレッジの経営

・施設入所支援事業

(2) 第二種社会福祉事業

(イ) 保育所さくら保育園の経営

(ロ) 保育所もとお保育園の経営

(ハ) 保育所みはら保育園の経営

(ニ) 保育所にしやま保育園の経営

(ホ) 障害福祉サービス事業の経営

・短期入所事業所

ながさきワークビレッジ

サンビレッジ

・多機能型事業所ながさきワークビレッジ

生活介護事業

就労移行支援事業

就労継続支援B型事業

・生活介護事業所サンビレッジ

・生活介護事業所すずらん

・基準該当放課後等デイサービス事業所すずらん

・生活介護事業所ウインド（知的障害者）

- ・ 就労継続支援A型事業所ワークショップあさひA
- ・ 多機能型事業所ワークショップあさひ
就労移行支援事業
就労継続支援B型事業
- ・ 多機能型事業所ワークステーションすばる
就労移行支援事業
就労継続支援B型事業
- ・ 居宅介護事業、重度訪問介護事業、同行援護事業、
行動援護事業所ホームヘルプサン
- ・ 共同生活援助事業所
ライフステーションすばる
わかぎホーム
わかばホーム
かなで
- ・ 就労定着支援事業所
ながさきワークビレッジ
ワークステーションすばる
ワークショップあさひ
- ・ 自立生活援助事業所
ライフステーションすばる

(へ) 相談支援事業の経営

- ・ 相談支援事業所 さち風
- ・ 特定相談支援事業所 さち風
- ・ 障害児相談支援事業所 さち風

(ト) 地域生活支援事業の経営

- ・ 移動支援事業所 ホームヘルプサン
- ・ 日中一時支援事業所 (知的障害者・障害児)
ながさきワークビレッジ
サンビレッジ

(チ) 就労支援事業の経営

- ・ 職場適応援助者事業
ながさきワークビレッジ
ワークステーションすばる

(名 称)

第2条 この法人は、社会福祉法人ゆうわ会という。

(経営の原則等)

第3条 この法人は、社会福祉事業の主たる担い手としてふさわしい事業を
 确实、効果的かつ適正に行うため、自主的にその経営基盤の強化を図
 るとともに、その提供する福祉サービスの質の向上並びに事業経営の
 透明性の確保を図り、もって地域福祉の推進に努めるものとする。

(事務所の所在地)

第4条 この法人の事務所を長崎市西山4丁目610番地に置く。

2 前項のほか、従たる事務所を長崎市三原1丁目4番16号に置く。

第2章 評議員

(評議員の定数)

第5条 この法人に評議員7名を置く。

(評議員の選任及び解任)

第6条 この法人に評議員選任・解任委員会を置き、評議員の選任及び解任
 は、評議員選任・解任委員会において行う。

- 2 評議員選任・解任委員会は、監事2名、外部委員1名の合計3名で
 構成する。
- 3 選任候補者の推薦及び解任の提案は、理事会が行う。評議員選任・
 解任委員会の運営についての細則は、理事会において定める。
- 4 選任候補者の推薦及び解任の提案を行う場合には、当事者が評議員
 として適任及び不適任と判断した理由を委員に説明しなければならない。
- 5 評議員選任・解任委員会の決議は、委員の過半数が出席し、その過半
 数を持って行う。ただし、外部委員が出席し、かつ外部委員が賛成する
 ことを要する。

(評議員の任期)

第7条 評議員の任期は、選任後4年以内に終了する会計年度のうち最終の
 ものに関する定時評議員会の終結の時までとし、再任を妨げない。

- 2 評議員は、第5条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了
 又は辞任により退任した後も、新たに選出された者が就任するまで、

なお評議員としての権利義務を有する。

(評議員の報酬等)

第8条 評議員に対して、1回の評議員会出席につき、源泉所得税控除後の金額が10,000円となる金額の報酬を支払うことができる。

第3章 評議員会

(構成)

第9条 評議員会は、全ての評議員をもって構成する。

(権限)

第10条 評議員会は、次の事項について決議する。

- (1) 理事及び監事の選任又は解任
- (2) 理事及び監事の報酬等の額
- (3) 理事及び監事並びに評議員に対する報酬等の支給の基準
- (4) 計算書類（貸借対照表及び収支計算書）及び財産目録の承認
- (5) 定款の変更
- (6) 残余財産の処分
- (7) 基本財産の処分
- (8) 社会福祉充実計画の承認
- (9) その他評議員会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

(開催)

第11条 評議員会は、定時評議員会として毎年度6月に1回開催するほか、必要がある場合に開催する。

(招集)

第12条 評議員会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき理事長が招集する。

- 2 評議員は、理事長に対し、評議員会の目的である事項及び招集の理由を示して、評議員会の招集を請求することができる。

(決議)

第 13 条 評議員会の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の3分の2以上に当たる多数をもって行わなければならない。

(1) 監事の解任

(2) 定款の変更

(3) その他法令で定められた事項

3 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、各候補者ごとに第1項の決議を行わなければならない。理事又は監事の候補者の合計数が第15条に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。

4 第1項及び第2項の規定にかかわらず、評議員（当該事項について議決に加わることができるものに限る。）の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、評議員会の決議があったものとみなす。

(議事録)

第 14 条 評議員会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 議長及び評議員会に出席した評議員のうちから選出された議事録署名人2名が前項の議事録に記名押印する。

第4章 役員及び職員

(役員の数)

第 15 条 この法人には、次の役員を置く。

(1) 理事 6名

(2) 監事 3名以内

2 理事のうち1名を理事長とする。

(役員を選任)

第 16 条 理事及び監事は評議員会の決議によって選任する。

2 理事長は、理事会の決議によって理事の中から選定する。

(理事の職務及び権限)

第 17 条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。

2 理事長は、法令及びこの定款で定めるところにより、この法人を代表し、その業務を執行する。

3 理事長は、毎会計年度に 4 箇月を超える間隔で 2 回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務及び権限)

第 18 条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

2 監事は、いつでも、理事及び職員に対して事業の報告を求め、この法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

(役員任期)

第 19 条 理事又は監事の任期は、選任後 2 年以内に終了する会計年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとし、再任を妨げない。

2 理事または監事は、第 15 条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

(役員解任)

第 20 条 理事又は監事が、次のいずれかに該当するときは、評議員会の決議によって解任することができる。

(1) 職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき。

(2) 心身の故障のため、職務の執行に支障があり、またはこれに堪えないとき。

(役員報酬等)

第 21 条 理事及び監事に対して、1 回の役員会もしくは、評議員会への出席につき、源泉所得税控除後の金額が 10,000 円となる金額の報酬を支払うことができる。ただし、同日中に理事会及び評議員会の両方

に出席する場合も、同額とする。

2 監事が定款第18条の規程により監査したときは、前項の規程を準用する

(職員)

第22条 この法人に、職員を置く。

2 この法人の設置経営する施設の長他の重要な職員(以下[施設長等]という。)は、理事会において、選任及び解任する。

3 施設長等以外の職員は、理事長が任免する。

第5章 理事会

(構成)

第23条 理事会は、全ての理事をもって構成する。

(権限)

第24条 理事会は、次の職務を行う。ただし、日常の業務として理事会が定めるものについては理事長が専決し、これを理事会に報告する。

(1) この法人の業務執行の決定

(2) 理事の職務の執行の監督

(3) 理事長の選定及び解職

(招集)

第25条 理事会は、理事長が招集する。

2 理事長が欠けたとき又は理事長に事故があるときは、各理事が理事会を招集する。

(決議)

第26条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、理事(当該事項について議決に加わることができるものに限る。)の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたとき(監事が当該提案について異議を述べたときを除く。)は、理事会の決議があったものとみなす。

(議事録)

第 27 条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

- 2 当該理事会に出席した理事長及び監事が前項の議事録に記名押印する。

第 6 章 資産及び会計

(資産の区分)

第 28 条 この法人の資産は、これを分けて基本財産、その他財産及び公益事業用財産及び収益事業用財産の 4 種とする。

- 2 基本財産は、別表に掲げる財産をもって構成する。
- 3 その他財産は、基本財産、公益事業用財産及び収益事業用財産以外の財産とする。
- 4 公益事業用財産及び収益事業用財産は、第 36 条に掲げる公益を目的とする事業及び第 37 条に掲げる収益を目的とする事業の用にそれぞれ供する財産とする。
- 5 基本財産に指定されて寄附された金品は、速やかに第 2 項に掲げるため、必要な手続をとらなければならない。

(基本財産の処分)

第 29 条 基本財産を処分し、又は担保に供しようとするときは、理事会及び評議員会の承認を得て、長崎市長の承認を得なければならない。ただし、次の各号に掲げる場合には、長崎市長の承認は必要としない。

- (1) 独立行政法人福祉医療機構に対して基本財産を担保に供する場合
- (2) 独立行政法人福祉医療機構と協調融資（独立行政法人福祉医療機構の福祉貸付が行う施設整備のための資金に対する融資と併せて行う同一の財産を担保とする当該施設整備のための資金に対する融資をいう。以下同じ。）に関する契約を結んだ民間金融機関に対して基本財産を担保に供する場合（協調融資に係る担保に限る。）

(資産の管理)

第 30 条 この法人の資産は、理事会の定める方法により、理事長が管理する。

- 2 資産のうち現金は、確実な金融機関に預け入れ、確実な信託会社に信託し、又は確実な有価証券に換えて、保管する。

(事業計画及び収支予算)

第 31 条 この法人の事業計画書及び収支予算書については、毎会計年度開始の日の前日までに、理事長が作成し、理事会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も、同様とする。

- 2 前項の書類については、主たる事務所に、当該会計年度が終了するまでの間備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

(事業報告及び決算)

第 32 条 この法人の事業報告書及び決算については、毎会計年度終了後、理事長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を受けなければならない。

- (1) 事業報告
 - (2) 事業報告の附属明細書
 - (3) 貸借対照表
 - (4) 収支計算書(資金収支計算書及び事業活動計算書)
 - (5) 貸借対照表及び収支計算書(資金収支計算書及び事業活動計算書)の附属明細書
 - (6) 財産目録
- 2 前項の承認を受けた書類のうち、第 1 号、第 3 号、第 4 号及び第 6 号の書類については、定時評議員会に提出し、第 1 号の書類についてはその内容を報告し、その他の書類については、承認を受けなければならない。
 - 3 第 1 項の書類のほか、次の書類を事務所に 5 年間備え置き、一般の閲覧に供するとともに、定款を主たる事務所に備え置き、一般の閲覧に供するものとする。
 - (1) 監査報告
 - (2) 理事及び監事並びに評議員の名簿
 - (3) 理事及び監事並びに評議員の報酬等の支給の基準を記載した書類
 - (4) 事業の概要等を記載した書類

(会計年度)

第 33 条 この法人の会計年度は、毎年 4 月 1 日に始まり、翌年 3 月 31 日をもって終わる。

(会計処理の基準)

第 34 条 この法人の会計に関しては、法令等及びこの定款に定めのあるもののほか、理事会において定める経理規程により処理する。

(臨機の措置)

第 35 条 予算をもって定めるもののほか、新たに義務の負担をし、又は権利の放棄をしようとするときは、理事総数の 3 分の 2 以上の同意がなければならない。

第 7 章 公益を目的とする事業

(種 別)

第 36 条 この法人は、社会福祉法第 26 条の規定により、利用者が、個人の尊厳を保持しつつ、自立した生活を地域社会において営むことができるよう支援することなどを目的として、次の事業を行う。

(1) 障害者就業・生活支援センターながさきの事業

2 前項の事業の運営に関する事項については、理事総数の 3 分の 2 以上の同意を得なければならない。

第 8 章 収益を目的とする事業

(種 別)

第 37 条 この法人は、社会福祉法第 26 条の規定により、次の事業を行う。

(1) 不動産賃貸業

2 前項の事業の運営に関する事項については、理事総数の 3 分の 2 以上の同意を得なければならない。

(収益の処分)

第 38 条 前条の規定によって行う事業から生じた収益は、この法人の行う社会福祉事業又は公益事業（社会福祉法施行令（昭和 33 年政令第

185号)第13条及び平成14年厚生労働省告示第283号に掲げるものに限る。)に充てるものとする。

第9章 解散

(解 散)

第39条 この法人は、社会福祉法第46条第1項第1号及び第3号から第6号までの解散事由により解散する。

(残余財産の帰属)

第40条 解散(合併又は破産による解散を除く。)した場合における残余財産は、評議員会の決議を得て、社会福祉法人並びに社会福祉事業を行う学校法人及び公益財団法人のうちから選出されたものに帰属する。

第10章 定款の変更

(定款の変更)

第41条 この定款を変更しようとするときは、評議員会の決議を得て、長崎市長の認可(社会福祉法第45条の36第2項に規定する厚生労働省令で定める事項に係るものを除く。)を受けなければならない。

2 前項の厚生労働省令で定める事項に係る定款の変更をしたときは、遅滞なくその旨を長崎市長に届け出なければならない。

第11章 公告の方法その他

(公告の方法)

第42条 この法人の公告は、社会福祉法人ゆうわ会の掲示場に掲示するとともに、官報、新聞広告に掲載して行う。

(責任の免除)

第 43 条 理事、監事が任務を怠ったことによって生じた損害について社会福祉法人に対し賠償する責任は、職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がなく、その原因や職務執行状況などの事情を勘案して特に必要と認める場合には、社会福祉法第四五条の二十第四項において準用する一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第百十三条第一項の規定により免除することができる額を限度として理事会の決議によって免除することができる。

(責任限定契約)

第 44 条 理事（理事長、業務を執行したその他の理事又は当法人の職員でないものに限る）、監事（以下この条において「非業務執行理事等」という。）が任務を怠ったことによって生じた損害について社会福祉法人に対し賠償する責任は、当該非業務執行理事等が職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がない時は、金 10 万円以上であらかじめ定めた額と社会福祉法第四五条の二十第四項において準用する一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第百十三条第一項第二号で定める額とのいずれか高い金額を限度とする旨の契約を非業務執行理事と締結することができる。

(施行細則)

第 45 条 この定款の施行についての細則は、理事会において定める。

附 則

この法人の設立当初の役員は次のとおりとする。ただし、この法人の成立後遅滞なく、この定款に基づき、役員を選任を行うものとする。

理事長 竹内 操 治 理事 本 島 等

理事 田 川 勝 監事 島 田 寅 太

附 則 この定款は、昭和 4 1 年 6 月 1 3 日から施行する。

(厚生省収児第 3 4 3 号)

附 則 この定款は、昭和 4 7 年 9 月 2 1 日から施行する。

(厚生省収児第 9 1 9 号)

附 則 この定款は、昭和 5 4 年 6 月 8 日から施行する。

(厚生省収児第 7 3 6 号)

- 附 則 この定款は、平成 元年 1月12日から施行する。
(長崎県指令 63 児保第 474 号)
- 附 則 この定款は、平成 3年12月 7日から施行する。
(長崎県指令 3 児保第 577 号)
- 附 則 この定款は、平成 5年 6月14日から施行する。
(長崎県指令 5 児保第 149 号)
- 附 則 この定款は、平成 6年10月21日から施行する。
(長崎県指令 6 児保第 413 号)
- 附 則 この定款は、平成 8年11月18日から施行する。
(長崎県指令 8 児保第 448 号)
- 附 則 この定款は、平成11年 5月22日から施行する。
(長崎市指令福総第 7 5 号)
- 附 則 この定款は、平成11年 6月19日から施行する。
(長崎市指令福総第 1 5 6 号)
- 附 則 この定款は、平成12年 3月25日から施行する。
(長崎市指令障福第 1 号)
- 附 則 この定款は、平成12年 5月27日から施行する。
(長崎市指令障福第 3 0 号)
- 附 則 この定款は、平成13年 4月 1日から施行する。
(長崎市指令障福第 1 1 3 号)
- 附 則 この定款は、平成14年 3月29日から施行する。
(長崎市指令障福第 1 1 1 号)
- 附 則 この定款は、平成14年12月20日から施行する。
(長崎市指令障福第 1 1 3 号)
- 附 則 この定款は、平成15年 3月26 日から施行する。
(長崎市指令障福第 2 3 2 号)

附 則

(施行期日)

- 1 この定款は、平成15年 5月20日から施行する。
(長崎市指令障福第 9 3 号)

(評議員の任期に関する経過措置)

- 2 この定款第16条の規定に基づき前項の施行日以後、最初に選任される評議員の任期は、第17条1項の規定にかかわらず、平成16年3月31日に満了するものとする。

- 附 則 この定款は、平成16年 3月31日から施行する。
(長崎市指令障福第 3 2 7 号)

- 附 則 この定款は、平成17年 4月15日から施行する。
(長崎市指令障福第12号)
- 附 則 この定款は、平成17年 9月 1日から施行する。
(長崎市指令障福第199号)
- 附 則 この定款は、平成18年10月 1日から施行する。
(長崎市指令障福第256号)
- 附 則 この定款は、平成19年10月31日から施行する。
(長崎市指令障福第121号)
- 附 則 この定款は、平成20年 3月10日から施行する。
(長崎市指令障福第224号)
- 附 則 この定款は、平成20年 4月 1日から施行する。
(長崎市指令障福第59号)
- 附 則 この定款は、平成20年 9月 6日から施行する。
(長障福第651号)
- 附 則 この定款は、平成21年 4月20日から施行する。
(長崎市指令障福第61号)
- 附 則 この定款は、平成22年 2月 1日から施行する。
(長崎市指令障福第158号)
- 附 則 この定款は、平成22年 4月 1日から施行する。
(長崎市指令障福第52号)
- 附 則 この定款は、平成23年 4月 1日から施行する。
(長崎市指令障福第54号)
- 附 則 この定款は、平成23年 9月 3日から施行する。
(長障福第646号)
- 附 則 この定款は、平成23年12月17日から施行する。
(長崎市指令障福第233号)
- 附 則 この定款は、平成24年 3月 1日から施行する。
(長崎市指令障福第251号)
- 附 則 この定款は、平成24年 4月 1日から施行する。
(長崎市指令障福第64号)
- 附 則 この定款は、平成26年 2月 6日から施行する。
(長崎市指令障福第292号)
- 附 則 この定款は、平成26年 4月30日から施行する。
(長崎市指令障福第23号)
- 附 則 この定款は、平成26年11月21日から施行する。
(長崎市指令障福第339号)

- 附 則 この定款は、平成 27 年 4 月 28 日から施行する。
(長崎市指令障福第 47 号)
- 附 則 この定款は、平成 27 年 11 月 5 日から施行する。
(長崎市指令障福第 254 号)
- 附 則 この定款は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。
(長崎市指令障福第 212 号)
- 附 則 この定款は、平成 29 年 5 月 31 日から施行する。
(長崎市指令障福第 49 号)
- 附 則 この定款は、平成 30 年 10 月 4 日から施行する。
(長崎市指令障福第 195 号)

別表(第28条第2項関係)

土地	用途	所在(すべて長崎市)	地目	筆数	面積(m ²)	備考
ながさきパークビレッジ敷地		西山4丁目604番4	宅地	1筆	2,777.03	
"		西山4丁目626番2	原野	1筆	304.00	
"		西山4丁目622番2	畑	1筆	597.00	
"		西山4丁目625番	畑	1筆	59.00	
サンビレッジ敷地		西山4丁目597番1	原野	1筆	5,451.00	
"		西山4丁目597番3	原野	1筆	214.00	
"		西山4丁目597番4	原野	1筆	32.00	
"		西山4丁目648番6	原野	1筆	2,228.00	
"		西山4丁目648番10	原野	1筆	1,256.00	
"		西山4丁目648番3	原野	1筆	2,115.00	
サンビレッジ農園		三原1丁目1438番1	宅地	1筆	1,381.16	
さくら保育園敷地		三原2丁目151番3	宅地	1筆	410.10	
みほ保育園敷地		三原2丁目172番3	宅地	1筆	310.00	
"		三原2丁目172番5	宅地	1筆	40.92	
"		西山4丁目648番2	原野	1筆	1,123.00	
にしやま保育園敷地		西山4丁目604番2	原野	1筆	1,207.90	
"		西山4丁目626番1	原野	1筆	909.00	
すばる敷地		三川町509番3	山林	1筆	3,338	
グランド敷地		三川町509番5	山林	1筆	159.00	
ワークショップあさひ敷地		西山4丁目604番1	宅地	1筆	2,647.79	
"		西山4丁目555番1	宅地	1筆	742.72	

[建物]

用途	所在(すべて長崎市)	構造	棟数	面積(m ²)	備考(家屋番号)
ながさきパークビレッジ 入所施設 作業場・食堂・かなで	西山4丁目604番地4 西山4丁目604番地4、626番地2、623番地2	鉄骨鉄筋コンクリート造陸屋根地下1階付8階建 (うち、ウインド2階) 鉄筋コンクリート造陸屋根6階建 (うち、かなで5階)	1棟 1棟	2,828.79 (うち389.95) 1,482.84 (うち332.42)	604番4の4 604番4の3
サンビレッジ 入所棟(西山荘) 作業棟 入所棟(マリア荘) (生活介護事業所すずらん 地域交流スペース)	西山4丁目597番地1 西山4丁目597番地1 西山4丁目648番地6、648番地12	鉄筋コンクリート・鉄骨造陸屋根地下1階付4階建 鉄筋コンクリート造陸屋根4階建 鉄筋コンクリート造陸屋根10階建 うち、生活介護事業所すずらん 6階 地域交流スペース3階 8階	1棟 1棟 1棟	1,579.73 932.29 2,976.36 (うち、338.8m ²) (338.8m ²)	597番1 597番1の2 648番6
さくら保育園舎	三原1丁目1438番地1	鉄筋コンクリート造陸屋根4階建	1棟	1,216.96	1438番1の1
もとお保育園舎	江平2丁目456番地2	鉄筋コンクリート造陸屋根3階建	1棟	557.19	456番2
みほ保育園舎	三原2丁目151番地3、172番地3、172番地5	鉄筋コンクリート造陸屋根・スレートぶき3階建	1棟	731.33	151番3
にしやま保育園舎	西山4丁目604番地2、648番地2	鉄筋コンクリート造陸屋根3階建 コンクリートブロック造陸屋根平家建	1棟 1棟	610.39 2.92	604番2
ワークステーションすばる	西山4丁目626番地1	鉄筋コンクリート5階建のうち1,2,5階部分	1棟	677.56	626番1の1、1の3
ライフステーションすばる	西山4丁目626番地1	鉄筋コンクリート5階建のうち2,3,4階部分	1棟	626.88	626番1の2
ワークショップあさひ通所施設	西山4丁目604番地1	鉄骨造合金メッキ鋼板ぶき2階建	1棟	497.20	604番1
"	西山4丁目555番地1	木造かわらぶき平屋建	1棟	164.76	555番1
ワークショップあさひ作業場およびかなで	西山4丁目604番地11	鉄筋コンクリート・コンクリートブロック造陸屋根2階建 (うち、かなで2階)	1棟	338.06 (うち195.96)	604番11
ワークショップあさひA作業場	西山4丁目604番地1	鉄骨造合金メッキ鋼板ぶき平屋建	1棟	415.61	604番1
職員宿舎	西山4丁目648番地2	木造瓦葺2階建	1棟	174.00	648番2
地域交流センター(体育館)	西山4丁目626番地1	鉄骨造重鉛メッキ鋼板葺2階建	1棟	730.78	626番1の4

